慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	「アメリカ独立宣言」の邦訳について(4)
Sub Title	On Japanese translations of the declaration of American independence
Author	白井, 厚 田中, 義一 原田, 譲治
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1985
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.78, No.2 (1985. 6) ,p.163(69)- 172(78)
JaLC DOI	10.14991/001.19850601-0069
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19850601-0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

「アメリカ独立宣言」の邦訳について(4)

白井　厚
田中義一
原田譲治

「独立宣言」の意義
「独立宣言」の影響
日本に対する影響
「独立宣言」の邦訳リスト
「独立宣言」に関する邦語文献リスト（以上77巻3号）
正木篤和解の「独立宣言」(77巻4号)
「独立宣言」の試訳，ならびに既訳の検討（77巻4号，6号，本号）

「独立宣言」の試訳，ならびに既訳の検討（続）

われわれのあいだに，武装兵の大軍を宿営させるための法律。

〔参考〕前回の条項は本国の常備軍駐留権の問題であったが，この条項は常備軍駐留費負担と強制徴発の問題である。印紙法に続き1765年3月24日に制定された軍隊宿営法（Quartering Act）は，植民地議会に対し本国の駐留軍の宿舎や食糧などを確保すべきことを命じている。すなわち，植民地議会は，駐留軍に対して宿舎・食堂・家屋・日用品・運搬車輛などを提供する手段を講じなければならない。また植民地の官憲は，これらを駐留軍が自由に使用できるように監督しなければならない。これによって植民地側は，駐留軍維持費の負担を強いられることとなった。

また1774年6月2日に本国議会は，前回に触れたマサチューセッツ統治法に続き，抑圧的諸法の一つとして軍部支配維持のため軍隊宿営法を再度制定した。これはボストン広場に野営していた軍隊のためのものだが，他の植民地にも適用され，駐留軍の宿営地に兵舎が無いときには植民地にその宿舎を供与する義務があること，この義務を植民地が怠るときは，総督に，旅館や居酒屋，または個人住宅以外のあらゆる建物を強制的に徴発するよう命令できることを定めた。

“本議会は，国王の進駐軍のために列挙された物資を供給することを総督および参議院に対し命じ，人民に対してはその費用を支払うことを要求するところの「叛乱逃亡防止法」[(1)]の齎した諸困難を指摘し，……”（松本重治訳「マサチュセッツ回状」『原典アメリカ史』第2巻，p.116.）

〔既訳の検討〕以下の9条項はすべて For で始まり，前の Acts of pretended Legislation にかかる。そのことを表すための工夫として，高橋は“其箇条左ノ如シ。彼等ハ……”と主語を英国議員に取って9条項を並列し，倉持はすべてダッシでつないだ。9条項をすべて一つの文章にまとめた人権思想研，立大アメ研，宮田，高木の方法もあるが，文が長くなりすぎる。Acts を行為と解した今津は“此等人民の（左の）行為に同意を与

注（1）固有名詞としては Mutiny Act で，反乱防止のために本国が各植民地に軍隊を駐留させる法律のこと。この法は1689年以来毎年予算と共に議会で承認された。宿営法はその一部である。Cf. Don Higginbotham, *The War of American Independence : Military Attitudes, Policies, and Practice, 1763—1789* (New York: Macmillan Co., 1971), p.15.

へた。即ち，……させること，”のようにして9条項を並記，明石は“次のごとき……立法行為に裁可を与えたのであった――……せしめた。”と9条項を並べ，斎藤は“その立法行為とは次のごときものである。……せしめた，”と読点でつないでいる。中村や明石，斎藤のように過去形で止めて並べるのは問題で，9条項の中には実施されなかったものもいくつかあるのに，すべてが実際に行われたことになって史実と違ってしまう。高木訳も文末が過去形のためこの弊があり，富田のように“すなわち……する法令。”と名詞止めで並記する方が無難であろう。

福沢は“徒党を結て其党の議定したる偽法を許したり。蓋し其趣旨を察するに，斯の如くして我国内に大兵を送らんとする為めなり”と，For Quartering large bodies of armed troops among us の for の意味を強く出しているが，これでは具体的な法律を列挙したことにならない。人権思想研訳も同様。armed troops については，中村，宮田，高木，明石，斎藤は armed を訳していないが，当時の緊迫状況を示す重要な形容詞である。

これらの武装兵が，わが諸邦の住民に対してどのような殺人を犯しても，偽瞞的な裁判によって彼らを処罰から守るための法律。

〔参考〕1774年の抑圧的諸法の一つで5月20日に制定されたマサチューセッツ裁判運営法（Administration of Justice Act）を指す。これによれば，マサチューセッツにおいては争乱時に公務中の官吏や兵士が死刑に相当する罪で告発された場合，総督はその裁判を本国または他の植民地に移すことができる。その理由は，争乱のあった地の民衆から選ばれた陪審員は争乱に共鳴しその鎮圧法規の正当性を認めないために，公平な裁判が行われないとの考えからである。また単に被告を守るためだけなら戒厳令を布いて法廷を停止することもできるわけで，それをしないでこの法律を決めたのはむしろ寛大な処置だという説もある。しかしこの法律は，裁判は近隣地の陪審員によって行われるというイギリス法の伝統を破るものであり，弾圧政策を遂行する中で殺人を免罪する目的を持っていた。犯人は本国に着けば保釈されるであろうし，植民地側が証人を送って本国で裁判を有利に進めることは至難のわざである。騒乱地では公平な裁判が行われず被告の刑が不当に重くなるという考えに対しては，1770年のボストン虐殺事件の裁判はボストンの近くで行われたが，2名の兵士が軽い刑を受けただけであとは無罪となった例があり，あまり説得力はなかった。

この法律は3年間の時限立法で，実際に適用された例はなかったようである。

〔既訳の検討〕For protecting them, by a mock Trial, from punishment for any Murders の any はほとんどの訳では訳されていないが，“たとえどんな残酷な殺人であっても”というような意味が込められているので，無視すべきではなかろう。今津のように“住民に対して加へるかもしれぬ殺人行為を”，高木のように“たとえ諸邦の住民に対して殺人を犯すことがあっても”，と訳したのでは誤り。仮定の問題ではなく，すでに殺人は軍隊によって何度も行われていた。立大アメ研の“この諸邦の居住民に対して犯すいかなる殺人に対しても”は正訳。by a mock Trial は，福沢訳“空論を述て”，中村訳“法を枉(マゲ)テ”，高橋訳“不正ノ裁判ニ依テ”，倉持訳“假儀審問に依つて”，人権思想研訳，富田訳，高木訳“偽装の裁判によって”，立大アメ研訳“にせの裁判によって”，宮田訳“虚偽の裁判によって”，明石訳，斎藤訳“偽りの裁判によって”，芝田訳“みせかけの裁判で”などさまざまな訳があるが，本国でいかに荘重に行われようと始めから植民地側にとって著しく不利だという意味で今津訳“偽瞞的裁判によって”が良い。protecting を中村訳“罪ヲ赦セリ”，高橋訳“無罪放免シタリ”，高木訳，明石訳，芝田訳，斎藤訳“処罰から免れしめ”のように訳す例が多いが，必ずしも無罪にするのではなく，軽い罪ですますことも protect である。

世界各地とわれわれの通商を遮断するための法律。

〔参考〕自由貿易は自然権であるという考えが植民地側には強いが，本国はこれに対して一連の重商主義的な規制を行ってきた。そしてボストン茶会事件への制裁措置として，1774年3月31日，抑圧的諸法のひとつであるボストン港閉鎖法（Boston Port Act）を制定した。この法律は，ボストン住民が茶会事件で東インド会社に与えた損害15,000ポンドを賠償するまで，ボストン港を閉鎖するもので，ボストン市に大きな経済的打撃を与え，また各植民地間の連帯を強める結果となった。(2)

独立戦争の直前には，1775年ノース卿がニュー・イングランドを孤立させ弾圧するためにニュー・イングランド抑制法を提案，3月30日に制定された。これによるとニュー・イングランドの4植民地は大英帝国およびアイアランドを除く他の国と貿易することを禁じられ，また漁民はニュー・ファウンドランドとノヴァ・スコシア沖の漁場に近づくことができなくなった。

戦争開始後の同年12月には，本国議会は，アメリカ植民地の港をすべて閉鎖して，出入船舶は捕獲するというノース案を圧倒的多数で可決した。（植民地海上封鎖の国王宣言，12月23日）

“次に，（アメリカの諸権利）に対する（イギリス本国による）不正な侵害の対象となったのは，世界の各地との間の自由貿易の（権利の）行使であった。（自由貿易の権利は）アメリカ植民地人（コロニスツ）たちが自然権（的性格のもの）として以前からもっていたものであり，彼ら自身の法律といえども，この権利を奪ったり，または縮小したりすることを許さなかったものである”（『要約』p. 213.）

“イギリス議会の最近の会期で通過した法律，すなわち「指定の様式および指定の期間において，北アメリカ大陸のマサチューセッツ湾領域のボストン港と同市において，貨物，製造品および商品を陸上げして売りさばき，あるいは船積みし輸送することを停止する法律」によって，貿易を唯一の糊口（ここう）の資とする多くの人口をもつ大きな（ボストン）市は，その貿易を奪われ，全くの荒廃に帰せしめられつつあるのである”。（『要約』p. 218.）

“われわれの世界のあらゆる地域との貿易を断絶させるために。”（「邦憲法」，p. 133.）

〔既訳の検討〕For cutting off our Trade with all parts of the world と原文が簡単なため問題は少ないが，人権思想研訳“われわれの貿易を世界のすべての地と遮断し”は悪文。立大アメ研，富田は our を訳していない。Trade には“貿易”“通商”，cutting off には“禁止”“断絶”“切断”“遮断”などの訳がある。

われわれの同意なしに，われわれに課税するための法律。

〔参考〕1763年以降の本国政府は，戦争による本国財政の疲弊の補塡と植民地に対する本国の政治

注（2）“ボストン港法は，最初に採択されたものだが，もっとも広範な怒りをよび起こし，またほかの法令よりもはっきりと圧制の手をのぞかせていた。すなわちすべての税関吏はセーレムに移され，犯罪の港ボストンは封鎖されることになったのである。小舟の荷揚げさえ非合法化された。そしてこの法律は，茶と，ボストン暴動で国王の役人が蒙った損失とに「満足すべき弁済」がなされ，「平和と法律への服従」が回復されたと国王が認めるまで，実施されることになっていた。再びバークを引用するなら，「一都市全体の生存の手段を，罰金と弁済を支払った後でも，国王の個人的意志によって左右させるということは，前例もなく，このうえなく危険な例となることであった。」この法律は英国海軍一艦隊と陸軍二連隊（まもなく五連隊に増強）によって施行された。その指揮官トマス・ゲージ将軍は，同時にマサチューセッツ湾の総督兼総司令官に任命された。だがこの処置の直接の影響は，マサチューセッツに一種の無血反乱が起こったことだった。勅任総督の権威は，ボストンとその周辺に限られてしまった。連絡委員会は効果的に抵抗運動を組織し，そのため一七七四年の秋までには，この植民地は非合法に選ばれた会議が支配する事実上の独立国となっていた。

大陸全体についていうと，影響はさらに重大だった。ボストン人自身が驚いたことに，この封鎖された町の救援のため，他の植民地が競って食品や金を送ってくれた。たとえばサウスカロライナからは，二千七百ポンドの価格に達する糧食が来た。ヴァージニアは八千六百ブッシェルのとうもろこしと小麦，および数百樽の小麦粉を送ってくれた。この古き領土（オールド・ドミニオン）は，一七七四年五月二十四日の議会決議によって，独立にいたる道を歩みはじめた。ヘンリー，リー，メーソン，およびジェファソンが起草したその決議は，ボストンの軍事的占領を「敵対的侵入」として弾劾し，港法が発効する予定の六月一日を「断食と，屈辱と，祈りの日」に指定したのである。総督のダンモアはいそいでヴァージニア議会を解散したが，議員たちは家に帰る前にウィリアムズバーグのローリー酒場に集まり，「専横的な税への服従を強要するために，わが姉妹植民地の一つに攻撃を加えることは，全英領アメリカに対して攻撃を加えることにほかならない」と決議した。彼らはヴァージニアの連絡委員会に対し，大陸会議を招集することの可否について，他の植民地の同様な委員会と意見を交換するよう，指示した。すべての委員会がその案に賛成した。そして一七七四年九月五日，フィラデルフィアで第一回大陸会議がひらかれた。” Samuel Eliot Morison, *The Oxford History of the American People* (New York: Oxford University Press, 1965), pp. 206-7. 西川正身監訳，pp. 267—8.

この法律がジェファスンに与えた衝撃については，*Autobiography of Thomas Jefferson*, with an Introduction by Dumas Malone (New York: Capricorn Books, n. d.), p. 24.

的威信の維持のために，次々と植民地課税の立法を行い，激しい反撥を招くことになる。1773年の糖蜜法（Molasses Act）を補修した1764年4月5日の砂糖法（Sugar Act），翌年3月22日の印紙法（Stamp Act），さらに1767年6月29日のタウンゼンド諸法（Townshend Acts）のひとつである歳入法，（Revenue Act），1770年4月12日と1773年5月13日の茶法（Tea Act）がその代表的なもので，これら諸法は従来のような単なる通商規制のための関税法ではなく，直接に本国の国庫収入増加をはかるものであった。砂糖法は駐留軍の費用を植民地課税でまかなうことを当初の目的としたが，それ以降は更に露骨な税収目的のために，印紙法は，法律上や商業上の証書および証券類，酒類販売許可証，パンフレット，新聞，広告，暦，カルタなどに最低半ペニーから最高10ポンドの印紙を貼付することを定め，歳入法は，植民地が輸入するガラス，鉛，ペンキ塗料，紙類，茶などに，関税として課税することを定めた。

イギリス法においては，臣民は課税に対する協賛権をもつという伝統があって，植民地人も臣民である限りこれが適用されると考えており，かつこれが植民地の自治を保障するうえで不可欠なものであると信じていた。イギリス帝国全体の利益のための関税はこの限りでないという考えもあったが，植民地人の同意のない課税は，経済問題だけでなく，重大な権利の侵害であるという主張によって，反英抗争は激化したのである。(3)

“陛下の治世第四年には，「アメリカにおけるイギリス領の植民地および移住地に対し，またその他に対し，ある種の関税を徴収することを許可する法律」と名づけられた法律が通過せしめられた。

もう一つ，陛下の治世第五年には，「アメリカにおけるイギリス領の植民地および移住地に対し，またその他に対し，ある種の印紙税その他の租税を課することを許可し，施行する法律」と名づけられた法律が通過せしめられた。

……さらにもう一つ，陛下の治世第七年には，「紙，茶，その他につき関税を課することを許可する法律」と名づけられた法律が通過せしめられた。これらの立法は，イギリス議会による連鎖的な越権行為（ユーザペイション）であり，それらは，今日まですでにイギリス国王陛下や，上院および下院に対して，しばしばわれわれからなされた（抗議の）訴えの対象となったものである”。（『要約』p. 216—217.）

“三　いかなる租税も，直接人民各個人により，もしくは人民の代表によって与えられた人民自身の同意なくしては，これを人民に課することはできないということは，人民の自由にとっても，また，イギリス人としての疑う余地のない権利にとっても，密接不可分で，本質的なものである。……

五　これらの植民地の人民の唯一の代表は，現地において植民地人により選出された者のみであり，いかなる租税も，各植民地における立法府によるのでなければ，いまだかつて彼ら人民に課されたことはなく，また憲法上，課することのできないものである。……

八　「アメリカにおけるイギリスの植民地において，印紙税その他の諸税を賦課適用する……法律」という名称を有する本国議会最近の法律は，

注（3）同時代の興味深い言及としては，アダム・スミスが，『諸国民の富』においてイギリスの自発的な植民地放棄を説く件りで，課税をめぐって植民地の抵抗が起こる原因をシニカルに，本国の側から分析している。

“……けれども，もし大ブリテンの議会が，植民地議会の協賛などとはまったく無関係に，植民地に対する課税権を完全に確立するならば，植民地議会の重要性はこの瞬間におわりを告げ，またそれにつれて，ブリテン領アメリカにおけるすべての指導的人物のそれもまたおわりを告げるであろう。人々が公共のことがらの処理に関与したがるのは，主としてそのために重要な地位がえられるからである。あらゆる自由な政治体系（system of free government）の安定と持続とは，指導的人物の大部分，つまり各国の自然的貴族がそれぞれの重要な地位を保持または擁護するその力に依存している。……アメリカの指導的人物も，他のすべての国のこういう人物と同じように，自分自身の重要な地位を失うまいとしている。かれらは，自分たちの植民地議会を好んでパーラメントとよび，またその権威は大ブリテンの議会と同等だと考えたがっているが，もしこの植民地議会が大ブリテンの議会の微々たる従臣や行政官にまでなりさがってしまおうものなら，自分たちの重要な地位の大部分のものもまたおしまいだと感じ，またはそう想像しているのである。そうだからこそ，かれらは大ブリテンの徴発令による課税案を拒否し，他の血気さかんな野心家たちと同じように，自分たちの重要な地位を擁護するためにむしろ剣をぬくという道を選んだのである。” Adam Smith, *The Wealth of Nations*, the Glasgow ed. (Oxford: Clarendon Press, 1976), II, 621-2. 大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』第4篇第7章第3節（岩波文庫第3分冊，岩波書店，1965年），p. 381.

これらの植民地の住民に対し租税を課することにより，かつまた同法およびその他若干の法律は，海事裁判所の管轄をその従来の範囲外に拡張することにより，植民地人の権利と自由とを毀損する傾向を明白に有するものである。"（「アメリカにおける植民地人の権利と不満に関する宣言」p. 52.）

"さらに，本議会としては，国会の叡智に対し最大の敬意をもちつつも，なお，本国の歳入を増加せしめんとすることを唯一のかつ明示された目的として本植民地の人民に対し税を賦課するところの国会の諸立法は，本植民地人民の自然権と憲法上の権利とに対する侵害であると信ずる。なんとなれば，本植民地人民は，国会において代表されてはいないのであるから，英本国における陛下の下院は，これらの諸立法によって，本植民地人民の財産をかれらの同意なくして徴収するものであるからである。"（松本重治訳「マサチュセッツ回状」『原典アメリカ史』第2巻，p. 114.）

"決議四　……われわれは，事態の要請と両国相互の利害関係に鑑みて，母国に対し全イギリス帝国の通商利益を確保し，またイギリス帝国のそれぞれの構成分子の通商利益を確保する目的のための，本国議会の法律の施行に対しては，それがわれわれの外国通商の規制に善意をもって限られるかぎり，喜んで同意する。ただしこれは，植民地人の同意なくして，アメリカにおけるイギリス臣民からの収入を増加するために内国税および国外税を課するという，あらゆる考えを排除するものである。"（「第一回大陸会議の宣言および決議」p. 102.）

"われわれの同意なしにわれわれに課税するために。"（「邦憲法」p. 133.）

〔既訳の検討〕代表なき課税の不当性はもちろんアメリカ独立の核心だが，不思議なことにブリッジマン『美理哥國總記和解』においては"英吉利王の金銭糧餉を刻剝すること前制より多く……他国の人を刻して以て己の國の人に私す"というだけで，課税問題を明示していない。改訂版の漢訳にも"我が処の政典は，向に旧章あり，乃ち王は調護を加えず，反りて暴虐を施して以て原地の制を廃す"とあるだけである。当時の中国の状況によるのかもしれない。

原文は For imposing Taxes on us without our Consent と簡単なので，翻訳上の問題はな少ない。Consent は福沢訳"承服"，中村訳"許允"，高橋訳"協賛"，倉持訳，人権思想研訳"承諾"，今津訳以降は"同意"となった。"承服"は承知して従うことなのでやや不適。imposing Taxes には古くは福沢訳"賦税を収斂"，中村訳"税を征セリ"などの表現もある。

多くの訴訟において，陪審による裁判の利益をわれわれから奪うための法律。

〔参考〕陪審制度はイギリス国民の伝統的な権利で，特にアメリカでは尊重され，その侵害は重大な意味を持つ。印紙法は，第57条・第58条において，砂糖法，印紙法，その他の"植民地の通商・税収に関する"一切の法律に対する違反事件を，陪審制度のない海事裁判所の管轄下におくことを定めた。陪審員を置かない海事裁判所はイギリス本国とアメリカ植民地において1670年からあったが，それは，陪審員はしばしば密貿易に同情的なので，取締りを厳しくするために例外として陪審制をなくしたのである。印紙法もこれを厳格に施行するために，陪審制を排除した。

密貿易取締りで船舶を誤って捕獲した場合，裁判で無罪となれば船主は陪審制のある通常の裁判所に損害賠償を訴えて勝つこともあり，船主はそれを予告して税関吏に圧力をかけえた。しかし，砂糖法は税関吏の誤った捕獲も蓋然的理由を示せば損害請求から免れると規定しており，税関吏と海事裁判所は密貿易者のみならず通常の船主にとっても一層の脅威となった。また海事裁判所は数が少ないので出頭するのにも遠く費用がかかり，不満が高まった。

印紙法は1766年に撤廃されたが，タウンゼント諸法には海事裁判所の機構拡大の法律が含まれており，本国議会は，1768年，通商にかかわる諸法により告発される被告人はすべて，国王の指名する判事による植民地海事裁判所（Vice-Admiralty Court）で審理を受けることを定めた法律を制定し，ハリファクス，ボストン，フィラデルフィアおよびチャールストンに植民地海事裁判所が置かれた。また次の条項にある犯人の本国移送も，陪審による裁判という権利を奪うものである。クェベック法も，その地域の陪審制を認めなかった。

"七　陪審による裁判は，これらの植民地におけるイギリス臣民すべての，生来の貴重な権利である。"（「アメリカにおける植民地人の権利と不満とに

関する宣言」p. 52.）

"決議五　各植民地はイギリスの普通法上の権利を享受し，そして特に当該普通法の手続きに従って，近隣の同輩者によって裁判される偉大にして貴重な特権〔陪審制〕を享受するものである。"（「第一回大陸会議の宣言および決議」p. 102.）

"第11条　財産に関する係争および個人間の訴訟においては，昔から陪審裁判が他の何にもまして望ましいものであり，神聖なものとみなされなければならない。"（「邦憲法」p. 131.）

"われわれから陪審制という恩恵を剝奪するために。"（「邦憲法」p. 133.）

〔既訳の検討〕福沢訳でこの条項が省略されているのは，陪審制による裁判（中村訳では"陪坐審判"）を理解しえなかったためか。

For depriving us in many cases of the benefits of Trial by Jury の cases は，中村訳"案件"，高橋訳，今津訳"場合"，宮田訳，富田訳，高木訳，明石訳，芝田訳，斎藤訳"事件"などの訳があるが，"場合"は誤りで，人権思想研訳，立大アメ研訳"訴訟"，倉持訳"訴訟事件"が妥当。benefits を倉持訳"福利"，今津訳，立大アメ研訳"恩典"，宮田訳"便益"，富田訳"恩恵"とするが，陪審による裁判は刑事被告人の権利であるというこの条項の主張を考慮すれば，その他の訳のように"利益"が良い。

罪を犯したと主張して，裁判にかけるためにわれわれを海外へ移送するための法律。

〔参考〕16世紀ヘンリ8世の治世においてすでに，本国の外で叛逆罪に問われた者は本国へ送られて裁判を受けることを定めた法律が成立していた。国王はこれをアメリカの紛争に適用することを考え，また1772年には，国王の船舶・船渠・兵器庫などへの放火，毀損の罪に問われた者も同様とすることを定めた法律が制定された。この両法律は植民地における陪審による裁判を避け犯人を重罪とする目的があるが，威圧効果を与え反感をつのらせただけで，実際に本国に送られたものはないようである。

"また最近，本国議会において，国王ヘンリー八世の在位三五年に制定された法律に基づいて，植民地において犯された反逆および犯人隠匿もしくは反逆秘匿の罪に問われた植民地人は，その身柄をイギリス本国に送って裁判することが議決された。最近の法律によって，そのような裁判が上掲のような事件に関して行なわれたのである。"[4]（「第一回大陸会議の宣言および決議」p. 100.）

"かけられた容疑に関して裁判を受けさせるべく，われわれを国外に送還するために。"（「邦憲法」p. 133.）

"やはりイギリス議会の最近の会期で通過制定せられ，「ボストン市における暴動と騒乱の鎮圧のための法」と名づけられたものによれば，かの地において行なわれた殺人事件は，もし総督が欲すれば，イギリス本土において，高等裁判所で，ミドルセックス出身者の陪審員たちにより，裁判されることとなっている。証人もまた（王領植民地の）総督が妥当と認める額の経費を受け取り，善良なる証人としての誓約と保証金を約したうえ，裁判に出頭すべきものとされている。これはいいかえれば，彼らの誓約保証金の額まで（事実上）課税されることであるのみならず，その保証金の額も総督の意のままに決定されるのである。いったい誰が（裁判に関係ある）一つの事実について証言するだけのために，大西洋を渡るように説得されうるものか，という点を陛下ははたして考えておられるのであろうか？　（証人としての）彼の費用はたしかに総督の見積りによって支払われるであろう。しかし誰が（アメリカに）残された妻子を養うのであろうか？　また証人となる人自身も，日々の労働のみによってその生活を支えているのではないか？　外国の気候風土のもとでは，恐るべき流行病による被害も考慮すべきであるが，その治療費も証人の経費のなかに計上されているのだろうか？　あるいは，そういう危険などは，イギリス議会のいわゆる全能の力によって，防止され

注（4）原文は "by a late statute, such trials have been directed in cases therein mentioned." *Journals of the Continental Congress 1774—1789*, edited from the original records in the Library of Congress by Worthington Chauncey Ford, Chief, Division of Manuscripts (Washington: Government Printing Office, 1904) I, 65. 斎藤訳ではこの裁判が行われたことになっているが，direct は指示を与えることであって，裁判は行われなかったのではないか。

るとでもいうのであろうか？

そして，アメリカの地で犯行を行なった哀れな犯罪者は，（この法律によれば）近所の仲間（の陪審）による裁判の特権を奪われ，そこでのみ充分証拠の得られるその土地から身柄を（イギリス本国に）移され，金もなく，相談相手もなく，友もなく，無罪弁明のための証拠もなしに，おまけに頭から有罪ときめこんでいる（イギリスの）判事の前で裁判を受けねばならない。”（『要約』pp. 220—21.）

〔既訳の検討〕For transporting us beyond Seas to be tried for pretended offences を福沢は“我輩を海外に送て妄に害を加へんとする為なり”と訳して裁判の意味を表していないのは tried を苦しめると解したためか。pretended offences を中村訳“罪ナキモノヲ罪アリト偽ハリ”，高橋訳“冤罪”，倉持訳“假擬犯罪”，人権思想研訳“見せかけの犯罪事件”，宮田訳，今津訳，芝田訳“無実の罪”，富田訳，高木訳“無実の罪科”，明石訳，斎藤訳では“無実の犯行”とするが，叛逆罪などの名をもって本国に送り込もうとするのであるから，無実というよりは法律の拡大解釈，過剰適用，脅迫的適用の問題であろう。（例えば，密輸取締の軍艦 Gaspee 号がプロヴィデンスの沖で植民地人によって焼かれた事件[5]）

隣接する地域において，イギリス法の自由な制度を廃し，そこに専制的な政府を樹立し，さらにその境界を拡大し，それによってその政府をわが植民地にも同様の絶対的支配を導入するための先例かつ格好の手段とするための法律。

〔参考〕1774年6月22日制定のクェベック法（Quebec Act）を指す。これは1763年にアパレイチア山脈以西への植民地人の移住を禁じた国王の布告以後の西部土地政策の帰結であって，カナダ・クェベックの範囲を南はオハイオ川，西はミスィスィッピ川まで拡大し，これをフランス系カナダ人，インディアンと毛皮業者のために保留，この地に代議院や陪審制のないフランス的政治制度を採用し，カソリックを公認し，僧侶に十分の一税徴収などの特権を与えるものであった。この年は抑圧的諸法を制定した年であり，またクェベック法はその範囲が広くヴァジニアや中部の土地投機業者や移住者の進出を阻止しかつカソリックを公認したため，各植民地で怒りの声が高まり，大陸会議が結成される結果となった。本国には，クェベック地方を13植民地に対抗する勢力として育てる意図があったようである。

〔既訳の検討〕the free System of English Laws を，福沢は“元来英国寛裕の法律”と意訳。高橋訳“英国ノ自由制度”は Laws が脱落。

establishing therein an Arbitrary govern-

注（5）“一七六九年と一七七〇年とにイギリスは植民地に和平提案をだしたにもかかわらず，アメリカ税関監理局を撤廃する考えは全然なかったらしい。ボストン虐殺事件後，軍隊がボストン市内から港のなかのキャッスル・ウィリアム島へ退いたとき，税関監理官たちは平気で以前と変わらずボストンに止まった。イギリス海軍は数隻の軍艦を彼らに自由に使わせ，そして一七七二年の春，軍艦の一隻，帆船「ガスピー号」はナラガンセット湾沿岸を巡航し，海岸沿いに材木と食糧を運んでいた小舟から，重い通行料を取り立てていた。農民と漁民とは，証明書がなければボートさえも動かすことができない状態になっていた。帆船「ガスピー号」の艦長は，部下が家畜を盗んだり，薪にするために果樹を伐採することすら許していたらしい。

これらの行動の結果，ロード・アイランドでは，静穏の時期は穏やかな時期ではなくなっていた。小さいが，なかなか気の強いこの植民地が低沸騰点近くに達していたとき，一七七二年六月二日，「ガスピー号」はあやしい船を追跡中に，プロヴィデンス南方数マイルのポータックセットの沖で暗礁に乗り上げた。その夜，大貿易商ジョン・ブラウンをまじえたきびしい目付の一群の人びとがプロヴィデンスからでてきて，ガスピー号の舷側を越えて船内に殺到し，乗組員を捕え（彼らを阻止しようとした艦長を傷つけ）船を焼き払って沈めた。

ガスピー号はロード・アイランドで焼かれた最初の税関船ではなかった。そこで本国政府はロード・アイランドで何が起こっているのかを調査することに決めた。委員会が任命されたが，六か月後，事件現場に十七日間とどまったのちに，事件について何かを知っている者はロード・アイランドに一人もいないのがわかった。委員会は，被疑者を捕え，裁くためにイギリスに送る権限を与えられている，との噂が流れていた。その噂は誇張されたものだったが，イギリス議会がその前にヘンリー八世時代の制定法を復活させていたことから考えて，しごくもっともらしく思われた。委員会は本当は何もしなかった。それにもかかわらず，委員会の存在そのものが，船の焼払いがイギリスを怒らせたと同じくらい，諸植民地を怒らせた。” Edmund S. Morgan, *The Birth of the Republic*, pp. 53—55. 三崎敬之訳，pp. 62—3.

ment の Arbitrary government を福沢は“自主自裁の政”とするが，肯定的な意味を表すので不可。また高木も government を政治の意味に解し“専断的政治”とする。高橋訳“専制制度”は不適。

at once an example and fit instrument for introducing the same absolute rule の absolute rule を高橋は“専制ノ法律”とするがこれも不適。at once……and は二つのことが同時に存在することを示す慣用句で，倉持訳，人権思想研訳，立大アメ研訳，宮田訳，富田訳，芝田訳“ただちに”“直ちに”は誤訳。これを正しく訳したのは高橋，今津のみ。高木は Province を“イギリス領地域（クェベック）”と入念に訳しながら，fit instrument の fit を見落とし適切を欠く。

われわれの特許状を無効にし，われわれにとって最も貴重な法律を廃止し，われわれの政治の形態を根本的に変えるための法律。

〔参考〕1774年5月20日のマサチューセッツ統治法（Massachusettes Government Act）の制定により，同植民地においては，ボストン茶会事件への制裁として，これまでの特許状[6]の効力が停止され，植民地の自治が大幅に奪われた。すなわち，従来代議院が選出していた参事を，他の王領植民地同様に国王の任命とすること，許可を受けないタウン・ミーティングを禁止すること，従来はタウン・ミーティングにおいて自由保有者が選出していた陪審員を，総督の任命する郡司法警察員（sheriff）が選定すること，更に，判事の給与は植民地議会ではなく国王が支払うようにすること，その任免を国王の意志のみによって左右できるようにすることなどが，その内容である。

特許状の効力停止や内容修正はありうることだが，それが植民地側の同意なしに，懲罰の一つとして，急進勢力の弾圧のために，植民地人の自然権の侵害というかたちで行われたことに問題があった。これを黙視すれば他の植民地にも同様の法律が強行されるおそれがあり，広汎な反対運動を招いたのである。

〔既訳の検討〕福沢はこの条項を省略しているが，特許状にもとづく植民地の自治権ということが理解しがたかったのかもしれない。For taking away our Charters の Charters を中村は“我処人民ノ證書”（自由ノ事ヲ許セル證書，と添え書き），高橋は“我免許状”と，苦心して訳している。taking away には中村訳“奪い”，高橋訳“褫奪シ”，今津訳“没収し”，倉持訳，人権思想研訳，芝田訳“取り上げ”，立大アメ研訳“奪い去り”，宮田訳“取戻し”，富田訳，高木訳，明石訳，斎藤訳“撤回し”など多様な訳があるが，特許状を“反古（ほご）にする”“無効にする”という意味であって，物理的に奪い去ったかのような訳は不適。

altering fundamentally the Forms of our Governments の alter を高橋訳“改革”とするのは原意に反して不可。高橋はここの訳を次の条項とつなげてしまって，Forms of our Governments も“我政府の権能”と誤訳。芝田はこれを“各州政府の諸形態”とするが，この法律で変えたのはマサチューセッツだけである。ここでは Governments は政府ではなく広い意味での政治で，立大アメ研訳“政治形体”，宮田訳“統治形態”が正しい。

われわれ自身の議会の機能を停止させるための法律，および彼らはいかなる場合にもわれわれに対して法律を制定する権力を持つと宣言するための法律。

〔参考〕植民地人の立法権を否定する次の二つの法律を指す。第一に，1766年3月18日，本国議会が印紙法を廃止するのと引き換えに制定したいわゆる宣言法（Declaratory Act, 正式には An Act for the better securing the dependency of his Majesty's dominion in America upon the crown and parliament of Great Britain）である。これは印紙法撤廃を議会に承認させるための本国政府のかけひき[7]であり，撤廃の勝利に喜ぶ植民地側はあまり関心を示さなかったが，本国側の論理の表明として重要であり，やがてタウンゼント諸法，抑圧諸法などが実施されることとなった。

第二に，前の条項の宿営法に対し，最も多くの駐留軍をかかえたニュー・ヨーク議会が酢・塩・ビールの供給をことわったので，懲罰として本国議会は宿営法に完全に服従するまでニュー・ヨーク議会の機能を停止するという法律を1967年6月15日に制定した。植民地側はもちろん総督や国王の拒否権を承認してはいたが，この程度の違反で

注（6）マサチューセッツ植民地に対する第一の特許状は，『原典アメリカ史』第1巻（岩波書店，1950）に訳がある。

立法権そのものが否定されたことに衝撃を受けた。

“しかし，同じく陛下の治世第七年に通過した法律は，特異なる意図をもった立法であると考えられるので，われわれは，それに特別に言及しなければならない。それは「ニューヨーク植民地議会の停会を命ずる法律」と名づけられたものである。

この法によると，一つの自由かつ独立の立法府（たるイギリス議会）が，それと同様に自由かつ独立なる他の一つの立法府の権能を停止せしめるということをあえてしたことになる。この立法は，自然の理に照らしても，また造るものにとってもその力によって造られたものにとっても，前代未聞，前古未曾有（みぞう）の現象を示したものといえよう。……イギリス本島の十六万の選挙人が，個人としては，徳においても，理知においても，体力においても彼と同等な四百万のアメリカ各植民地の人々に対して，法律を制定する権利があるという主張については，はたして何らかの理論的根拠を見出すことができようか？

かりそめにも，このような理屈が受けいれられるとするならば，われわれが，自由なる人民であることを現在まで信じ，そして将来ともそうであることを考えているのに，われわれは，一人の暴君によってではなく，十六万の暴君によって，突如として奴隷とされることになる”（『要約』pp. 217—8.）

“アメリカにおける前記植民地は大英帝国の国王及び国会に対し従来も従属してき，現に従属しており且つ当然に従属すべきであることと，陛下は国会内の貴族院及び庶民院の協賛を経て，大英国国王の臣下たるアメリカの植民地及び人民を，いかなる場合にも拘束する，充分なる強制力と効力とを有する法律を制定する完全なる権限を，従来有してき，現に有しており且つ当然に有すべきこととを宣言する。

二，さらに，前記の如き法律を制定する国会の権限を否認し，あるいは問題とした前記諸植民地における一切の決議，表決，命令及び議事はすべての目的に対し全く無効であるによって，ここに前項の権限に基いてその無効たることを宣言するものである。”（藤原守胤訳「大英国の国王及び国会にアメリカにおける陛下の領地の従属をよりよく確保するための法律」『原典アメリカ史』第2巻，p. 103.）

“さらに一つ，陛下の治世第六年に，「アメリカにおける陛下の諸領地（ドミニオンズ）の，イギリス王位および議会に対する依存関係を，より充分に確保する法律」と名づけられた法律が通過せしめられた。……”（『要約』p. 217.）

“わが国の〔植民地〕立法府の活動を停止し，イギリス議会にはいかなる場合においてもわれわれに対して法律を制定する権限が授権されていると主張するために。”（「邦憲法」p. 133.）

“決議四　イギリス人の自由およびすべての自由なる政府の基礎は，人民が彼らの立法議会に参加する権利にある。そして，イギリスの植民地人は本国議会に代表されていないし，また彼らが僻遠の地に居住するという事情および他の事情から，本国議会に適当に代表されるということは不可能であるから，彼らはそれぞれの植民地議会におい

注（7）“フランクリンの援助があったにもかかわらず，ロッキンガムは，イギリス議会の権限を確認する「宣言法（デクラレイトリイ・アクト）」をまず準備するまでは印紙条令の撤廃を行なうことができなかった。宣言法でもまた，ある程度のごまかしをやる必要があった。最初にそのような条令を提議したのはピットであった。イギリス議会のアメリカ課税権を否定し，印紙条令の撤廃を要求した際，ピットは，イギリス議会は「いかなるものたりといえども法律制定のあらゆる面」において，植民地にたいし主権をもつと主張するように，という提議もまた行なった。ロッキンガムがそのような主張を条令の形に作り上げたとき，彼の助言者のある者は，イギリス議会の課税権をとくに明確にするように勧めた。しかしロッキンガムは，「いかなるものたりといえどもあらゆる場合において」植民地を拘束する法律と制定法とを作成し得るイギリス議会の権利を主張するだけにして，課税権については，ごたごたの起こらないよう漠然とさせておく方を選んだのである。彼はこの包括的な言い回しで，立法権はとにもかくにもそのなかに課税権を含む，と考えている大多数の議員の気持をなだめ，しかも反対の見解をとっているピットとその追随者たちを傷つけないようにしたい，と望んだ。そのことが明らかになると，議員の多数は満足したが，ピットは満足しなかった。イギリス議会の他の議員たちが，「いかなるものたりといえどもあらゆる場合において」という言い方が，課税権を含むと解釈しているのを知ってからは，ピットはその削除を主張し，その主張が通らなかったとき，彼とその同調者たちは，彼が提案したのとほとんど用語の違わない宣言に反対投票したのである”。Morgan, p. 31. 三崎訳 p. 43.

て自由にして独占的な立法権を享受するものである。この植民地議会においてのみ彼らの代表権は，課税および内政のすべての事項において，いままで用いられ，また慣行とされてきた様式において彼らの君主の拒否権に従う以外は，保持されうるのである。”（「第一回大陸会議の宣言および決議」p. 102.）

〔既訳の検討〕For suspending our own Legislatures を福沢は“我州民の自から法令を議定すべき権を奪却して”と意訳。高木は“われらの（各植民地）議会の活動を停止せしめ”と念入りに訳したが，法律で議会機能を停止したのはニュー・ヨークだけであろうから“各植民地”は史実に反する。

to legislate for us in all cases whatsoever は「宣言法」の中にある表現で，case を中村，倉持，人権思想研は“事件”，高木は“事項”とするが“場合”がよいだろう。芝田訳は“どのようなばあいでも，なにについても”とややくどい。for us は中村訳“我等ニ代リ”，宮田訳，芝田訳“われらに代って”，高橋訳“我為メニ”，倉持訳“我々の為”，富田訳“われわれのために”，高木訳“われらのために”，明石訳，斎藤訳“植民地のために”，人権思想研訳“われわれについて”，立大アメ研訳“われわれによってかわって”など多様な訳があるが，「宣言法」の厳しい内容を思う時，“ために”とするよりは，今津訳“我々に対して立法する”を採りたい。

なお，今津を除くすべての人がこの条項を一つの法律に関するもののように誤解し，たとえば高木訳“われらの（各植民地）議会の活動を停止せしめ，いかなる事項についても，本国がわれわれのために立法する権限ありと宣言した”というように，植民地議会の停止→本国の植民地に対する立法権の宣言，という脈絡で訳している。しかし注意すべきことは，(1)宣言法はニュー・ヨーク植民地議会停止法よりも早い，(2)宣言法は植民地議会の立法権一般を否定したものではない，(3)植民地議会停止はニュー・ヨークだけであり懲罰のための一時的なものであった，という事実である。この条項は次元の全く違う二種の法律について述べているので，それを明示する工夫が必要であろう。

（未完）